

第 編 計画の性格

この計画は、「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、施策の方向性を明示するものです。

また、この計画は、平成 17 年 3 月に策定した「ながさきこども未来 21」(計画期間：平成 17 年度～21 年度)を引き継ぐもので、「次世代育成支援対策推進法」に規定する次世代育成支援対策にかかる県行動計画として位置付けるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けます。

ます。

さらに、この計画の第 4 章第 3 節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、平成 17 年 3 月に策定した「長崎県母子家庭等自立促進計画」(計画期間：平成 17 年度～21 年度)の次期計画である「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

第 編 計画期間

この計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標年度とします。

また、毎年度、この計画の進捗状況を公表してまいります。

なお、今後の社会情勢等による子ども・子育てをめぐる環境の変化に応じて、本計画の見直しを行います。